

新潟県内で自らの独創的な技術やアイデアで事業化しようとする

将来の可能性のあるチャレンジ精神旺盛な起業家を支援します。

～令和元年度「ベンチャー企業創出事業」 三次募集開始～

制度の目的

自らの独創的な技術やアイデアをもとに創業する者及び創業間もない中小企業が取り組む事業に対し、必要な経費への助成を行い、新潟県内における新産業の創出を図ります。

※詳しい募集案内、申請書はNICOのホームページ (<https://www.nico.or.jp/>) からダウンロードできます。

■対象者

- (1) 創業事業計画に基づき県内で創業する者。
- (2) 県内に本社があり、創業事業計画に基づく事業を営み、決算を5期終えていない中小企業者。

※過去に「本事業および、新規創業サポート支援事業」に応募された方は、同様の内容で再応募することはできません。

※個人事業から法人成りを行った場合、個人事業を立ち上げた時点を創業と見なします。

※にいがた産業創造機構に対する債務の支払いが滞っている場合、応募することはできません。

※同一事業計画による、国(独立行政法人を含む)や市町村等の補助金との併用はできません。

■助成対象事業及び助成金の交付条件

| | | | |
|--------|---|-----|--------------|
| 対象事業 | 自らの独創的な技術やアイデアによる事業で、次に掲げる事項に該当する成果が期待される事業 ・ 県内企業の活性化につながるもの ・ 県内において新たな雇用を創出するもの ・ 県内経済の向上に著しい効果が見込まれるもの | | |
| 助成対象期間 | 令和2年2月 | | |
| 助成金額 | 500万円以内 | 助成率 | 助成対象経費の2/3以内 |
| 助成対象経費 | 事業所の増改築費、機械装置・工具器具備品費、原材料費、外注加工費、賃借料、広告宣伝費、市場調査費など、創業期に必要な経費 | | |
| 助成条件 | ・ 個人等で申請の方は事業認定後、助成対象期間内に新潟県内において会社※を設立すること ※会社とは、会社法第2条第1項に規定する会社をいう。 ・ 会社設立後、最低5年間は新潟県内に本社をおいて主たる事業活動をする事 | | |

■募集期間 令和元年9月9日(月)～10月31日(木) 17:30 必着

■応募方法

所定の助成金交付申請書(創業事業計画書)を作成し、その他必要書類を添付の上、提出してください。

■採択方法

書類審査を通過した事業計画について、審査会でプレゼンテーションを行っていただき採否を決定します。

〈注意事項〉

- 応募書類の内容については当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、申請者の責任で対応してください。
- 助成対象者となった場合、申請者名・事業計画・概要等について公表させていただきます。
- 提出された応募書類は公益財団法人にいがた産業創造機構が保管し申請者には返却いたしません。
- 法人で申請される方は、過去の決算書(個人企業の場合は所得税青色申告決算書)を提出いただきます。
- 審査は絶対評価を行いますので、採択案件の該当がない場合もあります。
- 原則として、助成金の交付は事業完了後になります。従って、助成金交付までの間、助成金相当額を立て替えていただく必要がありますので、自己負担分と合わせて資金調達にご留意ください。

問い合わせ・申請書提出先

公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO) 経営支援グループ創業・経営革新チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp/>